

千 医 健 第 34 号
令和 4 年 3 月 14 日

事業主 様

千葉県医業健康保険組合
理 事 長 柏 戸 正 英
(公 印 省 略)

介護保険料率決定通知書

当組合が国へ負担する介護納付金は、年度毎に決められることとなっており、それに見合う介護保険料率も毎年度改定されることとなります。

当組合の令和 4 年度介護保険料率は令和 3 年度と同様「**1, 000 分の 18**」から変更はなく、下記のとおり決定となりました。

なお、決定後の介護保険料率は、令和 4 年 3 月分保険料(令和 4 年 4 月末日納付分)から適用となります。

ただし、法第 3 条第 4 項の規定による任意継続被保険者については、令和 4 年 4 月分保険料から適用となります。

記

●介護保険料率内訳

令和 4 年 3 月分保険料から適用(4 月末日納付分)

事業主	9. 000 / 1, 000
被保険者	9. 000 / 1, 000
	18. 000 / 1, 000

※ 前年度と同様の 18 / 1, 000 となります。